

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、当財団が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当財団の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(財団の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象資料を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を、この規定の目的に則して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 情報公開は、情報の種類に応じ、公告、公表、資料の事務所備置き及びインターネットの方法により行う。

(書類の備置き、閲覧等)

第5条 当財団は、別表1. に掲げる書類を事務所に備え置き、正当な理由を有するものに対し、閲覧・謄写させる。

2 別表1. において「保存期間」を表示しているものは、当該保存期間分の書類を、「保存期間」を表示していないものは、当該最新の書類を公開する。

(貸借対照表の公告)

第6条 当財団は、定時評議員会終結後遅滞なく、貸借対照表を当財団のホームページに掲載して公告する。

(閲覧場所・日時)

第7条 事務所備え置きの資料の閲覧場所は、総務部とする。また、閲覧の日は、当財団の休日以外の日とし、閲覧の時間は午前10時から午後5時までとする。ただし、当財団は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 閲覧希望者から資料の閲覧等の申請があったときは、次のとおり取り扱う。

- (1) 様式1. に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式2. に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。

(インターネットによる情報公開)

第9条 当財団は、第5条ないし第6条の規定による情報公開のほか、広く一般に対しインターネットによる情報公開を行う。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は、理事長が定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(管 理)

第11条 情報公開に関する事務は、総務部が管理する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(付則)

この規程は、平成21年10月27日から施行する。

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団

制定 平成21年10月27日

改正 平成23年10月24日

別表 1.

資 料	閲覧権者	備え置き 期間	備考
1、定款	特定なし		一般法 § 14
2、 (1) 貸借対照表 (2) 正味財産増減計算書 (3) 事業報告書 (4) 付属明細書 (5) 財産目録 (6) 監査報告書	特定なし	5年間	一般法 § 129 " " " 認定法 § 21 一般法 § 129
3、 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 資金調達・設備投資見込み書類	特定なし	1年間	認定法規則 § 27 " "
4、 (1) 役員・評議員名簿 (2) 役員等の報酬支給基準 (3) 運営組織・事業活動の状況及び重要数 値記載書類	特定なし	5年間	認定法 § 21 " "
5、 (1) 特定費用準備資金算定根拠記載書類 (2) 特定の財産の取得・改良に充てるため 保有する資金を記載した書類 (3) 寄付等による財産・資金で、寄付者の定 めた用途に充てるものの明細	特定なし	5年間	認定法規則 § 22 " "
6、評議員会議事録	評議員 債権者	10年間	一般法 § 193
7、理事会議事録	評議員 債権者(*)	10年間	一般法 § 97
8、会計帳簿	評議員	10年間	一般法 § 120、§ 121
9、理事全員同意の書面	評議員 債権者(*)	10年間	一般法 § 97

(*) 裁判所の許可を得た債権者

様式1

閱 覧 申 請 書

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団 御中

申請月日 平成 年 月 日

申請者 _____

申請者住所 〒 _____

電話番号 _____

閲覧の目的

閲覧対象資料(該当するものを○で囲んでください。)

1. 定款
2. 事業計画書、収支予算書、資金調達・設備投資見込み書類
3. 貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告書、付属明細書
4. 監査報告書
5. 財産目録
6. 役員・評議員名簿
7. 役員等の報酬支給基準
8. 運営組織・事業活動の状況及び重要数値記載書類
9. 特定費用準備資金算定根拠記載書類
10. 特定の財産の取得・改良に充てるため保有する資金を記載した書類
11. 寄付等による財産・資金で、寄付者の定めた用途に充てるものの明細
12. 評議員会議事録
13. 理事会議事録
14. 会計帳簿
15. 理事会決議に代わる理事全員同意の書面(定款 30 条 2 項)

